高齢者の安全運転支援及び移動手段の確保を求める意見書

近年、交通死亡事故は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者による死亡 事故の割合は高まっており、単純なミスによる事故も目立っています。

警察庁は、2018年末時点で約563万人いる75歳以上の免許保有者が、202年には100万人増え、約663万人に膨らむと推計しており、こうした状況を踏まえ、2017年施行の改正道路交通法では、75歳以上の免許保有者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることが義務づけられましたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題となっています。

また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、 免許証を自主返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みです。 よって、政府は、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策 として、高齢者の安全運転支援及び移動手段の確保を図るため、下記の措置を講じる よう強く求めます。

記

- 1. 自動ブレーキなど、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や、後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2. 安全運転サポート車に限定した免許や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき免許の導入を検討すること。
- 3. 免許証を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗合タクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、免許証の自主返納時において、地方自治体等が行うタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月18日

枚方市議会議長 前 田 富 枝

〈提 出 先〉

総務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長